

福井海区漁業調整委員会会議次第（第22期第11回）

- 1 日時 令和5年1月31日（火） 13時30分～15時00分
- 2 場所 福井市大手2丁目8番10号 福井県水産会館 6階 大ホール
- 3 出席者
（会長）小林 利幸 （会長代理）鈴木 聖子 （委員）平野 仁彦、
濱出 征勝、木邑 康和、森 修、櫻木 忍、高橋 武一、小西 昌弘、
東村 玲子、後藤 正邦、常廣 正範、平内 真澄
（事務局）石田 敏一、石本 健治、西口 智則、児玉 晃治、長島 拓也
柘植 卓実
- 4 副部長（水産）挨拶
- 5 議題
 - （1）諮問事項
 - ・令和5管理年度福井県知事管理漁獲可能量の設定について
 - ・知事許可漁業における制限措置、申請期間の設定について
 - （2）協議事項
 - ・福井海区漁業調整委員会が規定する福井県行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の変更について
 - （3）報告事項
 - ・令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
 - ・次期免許予定の漁場計画について
 - （4）その他
 - ・玄達瀬釣りに係る委員会指示および漁場利用協定について
- 6 議事録署名委員指名
小林会長：それでは、議事に入る前に、議事録署名員を指名いたします。本日の議事録署名員は、森委員と東村委員にお願いをいたします。

7 議 事

小林会長：それでは、諮問事項について、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局：それでは、事務局から説明をさせていただきます。

まず、諮問事項1、令和5管理年度福井県知事管理漁獲可能量（くろまぐろ）の設定について、説明させていただきます。

まず、説明に入る前に資料の確認をさせていただきます。

お手元に配付してある資料のうち、「資料1」と右上に記載された書面が今回説明させていただく資料となります。

不足等ございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

まず、資料1、1ページ目を御覧ください。

今回、福井県知事管理漁獲可能量の設定を行う対象魚種は、くろまぐろとなっております。

先日、水産庁から令和5管理年度におけるくろまぐろの漁獲可能量が通知されました。

国から都道府県知事管理漁獲可能量が示された場合、県は資源管理方針に即して、知事管理漁獲可能量を設定し、漁業調整委員会に意見を聴いた上で国へ承認申請を行うという必要がございます。

続いて、2ページ目を御覧ください。

令和5管理年度における福井県の知事管理漁獲可能量として提示されたくろまぐろの数量となっております、30キロ未満の小型魚全体で22.8トン、こちら、前年度当初と同量となっております。

続いて、30キロ以上の大型魚が19.1トン、こちらも小型魚同様、前年度の当初と同量となっております。

この漁獲可能量というのは、資源管理方針において定めている知事管理区分ごとに設定を行うこととされておりまして、福井県ではくろまぐろを定置網漁業と漁船漁業、そして操業実態や経営体数に応じて配分することと定めております。

まず、今回国から示された小型魚の知事管理漁獲可能量の配分につきましては、全体の1割を留保枠として確保し、操業や経営体数に応じて定置漁業へ20.2トン、漁船漁業へ0.4トンと、前年の管理年度当初と同様の配分を検討しております。

続いて、大型魚につきましても前年度と同様に全体の1割を留保枠とし、定置網漁業へ17.1トン、漁船漁業へ0.1トンの配分を検討しております。

また、今回の令和5管理年度福井県知事管理漁獲可能量の設定について、知事より諮問が来ているため、読み上げさせていただきます。

ページは3ページをお願いいたします。

福井海区漁業調整委員会会長、小林利幸様。

福井県知事、杉本達治。

福井県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）。

みだしのことについて、別紙のとおり知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

福井県知事管理漁獲可能量の設定についての説明は以上とさせていただきます。

皆様、御審議のほどお願いいたします。

小林会長：ただいま事務局から説明がありましたが、御質問ございますか。

何か御質問ございませんか。

高橋委員：トン数ですが、増えるという見込みはないのですか。

まぐろが大量に増えているが、春と11月頃になるとめじがかなり入網する。それだけ増えているがもう少し量を増やしてくれてもよいのではないかと思うが水産庁でそのような考えはないのか。

事務局：くろまぐろの枠ですが、まず水産庁が国際会議の中で日本におけるくろまぐろの枠を配分されまして、それから都道府県ごとに配分を行うのですが、まず水産庁が国際会議の中で漁業者の皆様が網に入ったのを放流したり、休漁されたりという取組の中で、日本のくろまぐろの資源が増えているという話を国際会議の場でしており水産庁でももっと日本の枠を増やしてほしいという話はいただいておりますが、なかなかそれが実現しないという状況です。

高橋委員：網に入るたびに放流する量がとても多い。しかし、放流してもすぐに死んでしまう。それで、何とかもう少し枠増やしてもらえないかと思っています。県も水産庁のほうへ要望してください。よろしくお願いします。

事務局：分かりました。ありがとうございます。

森委員：これは福井県だけこれですか。増減あるところはどこにありますか。福井県はずっとこのままだが、増えているところ、減っているところがありますか。前年度と全部の地区はみんな一緒ですか。

事務局：基本的に令和3年度に過去5年ごとの実績などを基に配分の割合など決めていまして、今年の配分も昨年と同じ配分のルールでやっておりますので、一応基本的にはどの県も増減なしということで配分はされています。

森委員：どこも増減はないということですね。

事務局：そうですね。当初配分としては増減がないのですが、その後、前年度の消化率が多かった場合には、その翌年度にまた少し追加でもらえたりするので、その追加配分の量がどうかというところで、当初よりどう変わっていくかという

ところはあると思いますが、基本的には当初の配分は一緒です。

森委員：ならば、今年はそれで、去年も追加配分するぐらいうちは捕っているのだから増えなければいけないのではないか。前年度大量に捕って、捕ったら来年度くれるというなら、前年度大量に捕ったので今年が増えないといけないのではないか。同数はおかしいのではないか。

事務局：今年、当初配分として最初に設けてある数量とは別に、たくさん捕った分の消化率メリット、これは前年度消化率が高かった場合には、またその後に追加でということでもらっているもので、実態に即して、その追加配分をもらっているというような形になるので、最初から多く渡すということは水産庁のほうでは方針としては考えておりません。

森委員：何か説明がもうちょっと欲しいな。分かりました。

事務局：補足します。

当初配分については、これは今の説明にあるように、各県ほぼ横ばいです。

メリットについてはオプションでつくものであり、そのメリットの分を消化したからといって、翌年にその分を配慮されるわけではないです。あくまでも当初は当初、それに前年度の消化率がよければ少し配慮すると。また次の年になると、そこは配慮した分はまたリセットされてというところになります。

この配分の計算については、見直しのタイミングを見計らって、福井県の状況は説明していきたいと思っています。

森委員：なるべくとってくださるようお願いいたします。

高橋委員：ちなみに、福井県の消化率はどれぐらいになっているのか。

事務局：今の1月末時点ですが、大体小型魚、大型魚それぞれ6割ほどという消化率になっています。

高橋委員：この前、うちの定置から要望があつて枠をもらいましたが、あくまでも2,000キロ以内で、そして、冬敷の定置網に貸すということで、美浜町のほうに配分したらいけないということになっていますが、そういうことはどうなんでしょう。

事務局：個別に美浜町漁協の谷口参事ともお話はさせていただいておりますが、先にお話しすると、県定置漁業協会の全体会議の中で冬敷を操業している定置網に、今の配分よりさらに追加で配分を行おうということになっていまして、今回、美浜町漁協の日向の冬敷に追加を行わせていただいております。あくまでも冬敷の追加ということで渡しております。

委員：それはいいが、消化率が悪かったら、もし夏の秋の定置が終わった時点で冬敷にはこういうものがあるから使ったらどうかというようにしていただきたい。

事務局：またその点については、県の定置漁業協会様と御相談させていただいて、今後の方針等を決めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

小林会長：ほかに何かございませんか。ありませんか。

なければ、諮問どおりの内容とすることが適当である旨、県に答申すること
でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

小林会長：ありがとうございます。

それでは、次の諮問事項について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：よろしくをお願いいたします。

諮問事項の2つ目、知事許可漁業の制限措置、申請期間について説明をさせて
いただきます。

用いる資料は資料2。右上に「資料2」と書いてあるもので、9ページまで
ございます。

不足等ありましたらお申出ください。いらっしゃいますでしょうか。

続けさせていただきます。

資料2の表紙、1ページを御覧ください。

本議題は、当委員会で毎回御審議をいただいているもので、福井県が漁業調
整規則に定めた知事許可漁業について、その許可を行うために定める必要のあ
る制限措置とその申請期間を定めるため、事務局で作成したそれらの案につい
て、海区委員会の意見を伺うというものです。

今回定めるべき漁業は、資料の中段にあるとおり、1つ目、小型いか釣り漁
業、このうち福井県沖合に入漁する県外の漁業者様方のもので、2つ目、あじ
底刺し網漁業、そして3つ目、いさぎ地びき網漁業、4つ目、たこつぼ漁業、
これら4つが対象となります。

このうち、2と3の許可につきましては、今回が漁業法と漁業調整規則、改
正後初めての更新となるため、一部、改正前の許可証に記載していた制限また
は条件について、制限措置に移行すべき項目、操業区域・操業時期等を制限措
置の中に移行しております。

ただ、文面として内容は全く変わっておらず、記載する場所が変わる法改正
への対応というところでございます。

また、4番、たこつぼ漁業につきましては、おおい町大島の漁業者の方から
経営安定化のために追加、新規でということで応募があったため、枠を設ける
といったものになります。

それでは、2ページにあります県知事からの諮問文を朗読いたします。

福井海区漁業調整委員会会長、小林利幸様。

福井県知事、杉本達治。

知事許可漁業における制限措置および申請期間について（諮問）。

このことについて、福井県漁業調整規則第11条第1項および第3項の規定

に基づき、別紙のとおり制限措置と申請すべき期間を定めたいので、貴委員会の意見を求めます。

続きまして、3ページから9ページ以降がそれぞれの漁業の制限措置と申請期間の内容でございます。

使用する漁船の要件であったり、操業区域、また漁業の時期、そして行うものの資格といった項目が含まれております。

まず、3ページから5ページにあります県外から本県沖合に入漁する小型いか釣り漁業の許可の対象について、令和5年度漁期に本県沖合へ入漁を希望する者を前もって全国の各都道府県に照会をしまして、得た回答の数字を枠数として設けております。

数字につきまして、赤字、下線が引いてあるものが令和5年度漁期の希望者、表の左から3つ目、許可または起業の認可をすべき船舶等の数というところに赤字の数字とその下、黒い数字が書いてありますが、赤い数字が令和5年度漁期の希望者数、黒の数字が昨年漁期の許可実績数となっており、詳細な数字については資料を御覧いただきたく思います。

昨年漁期の許可実績は合計で131隻だったところ、今年の令和5年漁期の希望は132隻でした。総括として、北海道と青森県で増加をしましたが、それ以外の府県では少し減少しまして、合計として微増、1隻増という結果になっております。

許可の申請期間につきましては、5ページのとおりで、隣県の石川県のみ漁期が1か月早く始まるため、併せて申請期間の締切りも1か月早くなっております。

次に、6から8ページ、こちらに許可の更新を行うあじ底刺し網漁業といさぎ地びき網漁業の制限措置を載せております。こちらの2つに関しましては、実際のところ、現在の許可の期限切れが近いため、現在の許可受有者へ新しい許可を出すための許可の枠を設定するといったものになりますけれども、6ページのあじ底刺し網漁業につきまして、小浜、大飯地域において廃業が1件、新規が2件ありまして、結果として1枠増えております。

また、それぞれ表部分の下に設定する申請期間を記してございます。

そして、9ページ目の制限措置はたこつぼ漁業、おおい町大島の漁業者の方が新規にたこつぼ許可申請をするため、増枠1件となっております。

この1件について、昨年度末に行った一斉更新ではなく中途の許可となりますが、許可の有効期間の終わりはほかの許可受有者の方と合わせることでございます。

以上で資料2、知事許可漁業に関する制限措置、申請期間の御説明を終了させていただきます。

事務局としましては、今回の漁業許可、方針並びに新規許可のための制限措置設定について、この資料のとおりとさせていただきます。

それでは、御審議のほどよろしく願いいたします。

小林会長：ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。
何かございませんか。

なければ、諮問どおりの内容とすることが適当である旨、県に答申すること
でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

小林会長：ありがとうございます。

諮問事項については以上といたします。

それでは、協議事項について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：それでは、事務局より協議事項について説明をさせていただきます。

まず、資料の確認をさせていただきます。

今回説明させていただく資料が資料右上に「資料3」と書かれたA4の用紙
1枚となっております。

こちら不足等ございましたら事務局までお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

まず、福井県の行政手続について説明をさせていただきます。

福井県では、事務作業の効率化を目指す上で行政手続のオンライン化を進めて
おります。これは、行政手続の際に必要となる書面の提出についてオンライ
ンで対話できるようにしていこうというものであり、そのために、県が福井県
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例というものを制定して
います。その条例の適用範囲を条例の施行規則の中で定めており、将来的に全
ての手続においてオンライン化に対応するために改正を予定しています。

当委員会においても、先ほどの条例を基にして、福井県手続等における情報通
信の技術の利用に関する条例施行規程というものを規定しておりますが、こち
ら対象となっている手続が情報公開請求、すなわち公文書の公開請求のみとな
っておりまして、福井県の知事部局と同等の改正を行うことで原則として全
ての手続でオンライン化を可能となるように規程の改正について協議をしてい
たきたいと思っております。

また、この改正することによって全ての申請をオンラインでしか受け付けな
いようにするというわけではなく、引き続き従来の紙文書による申請も受付は
していくつもりです。

また、本規程の改正というのは、県の条例改正に合わせて進めていくこと
になりますので、県が条例の施行を予定している令和5年の3月1日から改正
した規程の内容で施行したいと思います。

続いて、変更内容について説明させていただきます。

資料裏面を御覧ください。

こちら現行に書かれているものが、今、本委員会で定めている福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程というものになっておりまして、そちらの新旧対照表を作成させていただきました。

今回の改正では、「手続等の指定」という項目を削除することで、手続の制限を取り去りました。これにより、付随する別表についても削除を行っております。

この改正により、オンラインの申請について手続の制限をすることなく、全ての手続においてオンラインの申請が可能になります。

簡単ではありますが、以上で事務局からの説明を終了させていただきます。

小林会長：ただいま事務局から案が示されましたが、どなたか質問か御意見ございませんか。

何かございませんか。

なければ、規定を一部改正することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

小林会長：ありがとうございます。

では、協議事項については以上といたします。

それでは、報告事項について事務局から説明をお願いいたします。

事務局：それでは、事務局から報告事項について説明させていただきます。

まず、報告事項1つ目、令和4管理年度福井県知事管理漁獲可能量の変更について、報告のほうさせていただきます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

今回、報告の説明をさせていただく資料が右上に「資料4」と書かれたA4の用紙1枚となっております。

こちら、不足等ございましたら事務局までお願いいたします。

それでは、説明を進めさせていただきます。

今回説明させていただく内容としましては、福井県のずわいがにの漁獲可能量の変更についてになります。

先ほど諮問事項において、来年度のくろまぐろの漁獲可能量を設定する際にも少し説明をさせていただいたのですが、漁獲可能量の設定や変更を行う際には、県は委員会へ意見を聴く必要がございます。しかし、ずわいがにについては、数量を超過する前に計画を変更する必要があること、また資源管理方針において「漁獲可能量をすべて小型機船底びき網漁業へ配分すること」と定めておりますので、追加配分の決定後は事務局で事前に手続きを行い、後日委員会へ報告するようにするということを平成30年の12月18日の委員会におい

て説明をしております。

そのため、今回の追加配分について事務局で事前に水産庁とやり取りを行いまして、決定した配分量について皆様に報告という形を取らせていただきます。

まず、漁獲可能量の変更についてですが、こちら令和5年1月12日に開催された日本海A海域のずわいがにTAC協議会において、国が持っている留保枠の分から福井県の知事管理漁獲可能量へ85トン追加配分がありました。これにより、福井県の当初の181トンから266トンへ数量の変更が生じました。

続いて、資料の裏面を御覧ください。

こちら、国から通知されました福井県の知事管理漁獲可能量の変更通知となっております。

ただいま御説明させていただいたとおり、漁獲可能量の変更について事務局で事前に手続を行い、漁期中に速やかに追加配分をいただくことができました。したがって、事後報告にはなりましたが、本報告をもちまして福井県の知事管理漁獲可能量の変更とさせていただきます。

事務局から説明は以上とさせていただきます。

小林会長：ただいま事務局から説明がありましたが、どなたか御質問、御意見ございませんか。

何かございませんか。

それでは、次の報告事項について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：では、続いての報告事項について、事務局から説明をさせていただきます。

次期免許予定の漁場計画について報告をさせていただきます。

まず、今回説明させていただく資料は「資料5」と書かれた資料になりますがけれども、こちら不足等ございましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。

不足等ないようですので、説明に入らせていただきます。

まず、現在行っている漁業権の更新ですけれども、前回の委員会の中で各漁協様からの更新内容について報告をさせていただきましたが、今回新たに漁場計画の一部に変更が生じたので、その追加報告ということで今回報告をさせていただきます。

まず1つ目が、前回検討中だった漁業権の設定となります。

前回の報告時点では、次期漁場計画において継続するか否か検討中であった漁業権がある漁協がありましたが、その漁協の中で検討を進めていただいた結果、全漁協から回答をおいただいたため、今回、報告させていただきます。

続いて、区画漁業権の名称変更となります。

前回の報告でも説明をさせていただきましたが、区画漁業権について、近年、試験養殖や新しい魚種の養殖などそういった取組が盛んになっていることから、

たいの小割式養殖といった魚種を単一で明記すると、現場での新しい取組というものが阻害されてしまうこととなりますので、今回の更新において魚種を1種類に統一しないような書き方で進めていくとしておりました。

例として、資料に記載をしておりますが、ぶりやふぐ、たいなどの小割式養殖は、全て「魚類小割式養殖」と表記する。

かき、真珠母貝等の垂下式様式については、「貝類垂下式養殖」と記載をする。

わかめ、あかもく等の垂下式養殖については、「藻類垂下式養殖」として免許をするような方針で進めていきたいと思っております。

今回、その内容を漁場計画に反映しましたので、ここで報告をさせていただきます。

それでは、資料の4ページを御覧ください。

こちら、資料の2ページから5ページにかけて共同漁業権の要望調査の結果を明記しております。

今回、漁場計画に変更があった部分について説明をさせていただきます。

前回の漁場計画から変更があった箇所については黄色で表示しておりますので、そちらを御覧ください。

まず、福井市漁協の共同漁業権第5号、第7号ですが、前回、えむし漁業について検討いただいておりますが、今回、次期の漁業権漁場計画では計画の更新を行わないということで回答をいただいております。

また、若狭高浜漁協様の第32号から第36号について、こちらにもえむし漁業ですが、ここについてはえむし漁業を継続ということで回答をいただきました。

続いて、資料5ページを御覧ください。

福井市漁協の共同漁業権第7号、小型定置網についてですけれども、小型定置網を操業されている方がいらっしゃらない、また今後もされる予定がないということでしたので、漁協の中で相談していただき、小型定置網については次期漁場計画には載せないということで報告をいただいております。

続いて、資料6ページ、御覧ください。

こちら、定置漁業権の漁場計画となっております。現在の定置漁業権第13号、敦賀市漁協様の色浜で行っている定置網漁業ですが、こちら、次期漁場計画でも継続して行いたいということで報告を伺っております。

次、7ページ、御覧ください。

こちら、区画漁業権の5年の免許のものになりますが、現在の免許番号1番の雄島漁協様に免許している漁業権ですが、こちら、今後、操業を行う見込みがないということで、次期漁場計画については載せなくてよいと報告を受けております。

先ほど説明させていただきましたが、漁獲物について、実際に行う養殖の魚種に合わせてこちらで名称設定をさせていただいております。

こちら、7ページから8ページにまたがって区画漁業権の説明をさせていただいております。

続いて、9ページになります。

こちらは10年間の免許の区画漁業権になりますが、前回の報告から変更内容はございません。

最後に、10ページ、A4の用紙1枚となります。

今後の漁業権の免許のスケジュールになりますが、今回、免許内容等の要望、取りまとめを前回の12月12日及び今回の1月31日開催の委員会開催で、要望の結果の報告を行わせていただきました。

次回ですが、2月に免許内容の素案について、こちら事務局で作成をして、委員会の中で協議をしていただくこととなります。

最後、今年度の最後、3月ですけれども、この免許内容について諮問を県からさせていただきますので、委員会の中で協議、また市町、今後、4月から市町や沿海漁協の公開公聴会を開催しますので、そちらの準備を進めていくこととなります。

4月に公聴会を開催しまして、その後の委員会での免許内容の案について答申を行っていく予定です。

最終的には、令和5年の9月には免許を公示しまして、9月1日から新しい次期漁業計画に移行していく予定となっております。

また、今回の変更については報告ということなので、また今後漁協様と検討を進めさせていただいて、漁場計画案の作成を進めさせていただく予定です。

事務局からの説明、以上となります。

小林会長：ただいま事務局から説明がございましたが、御質問、御意見ございませんか。

木邑委員：7ページの河野村ですが、糠、甲楽城と書いてありますが、河野はないのですか。河野は抜けているのか。糠と甲楽城と書いてあるが河野地区もある。

事務局：こちらについて、また事務局で確認させていただいて、後日、回答させていただきます。

小林会長：ほかに何かございませんか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

小林会長：それでは、報告事項については以上といたします。

それでは、その他の事項について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：その他ということで、玄達瀬釣りに係る委員会指示および漁場利用協定について事務局より説明をいたします。

資料ですが右上に「資料6-1」と書かれた資料を用いて説明したいと思います。

この資料ですが、1枚めくると「資料6-2」ということでA3の用紙、その後参考資料ということで「参考資料6-1」で玄達瀬釣りに係る漁場利用協定、また幾つか進みまして「参考資料6-2」ということで海区調整委員会の現在出ている委員会指示3-1、3-7、4-2を参考につけております。

まず、この一番表紙に戻りまして「資料6-1」を用いて説明したいと思います。

玄達瀬釣りに係る委員会指示ですが、令和5年4月30日に有効期間の満了を迎えます。事務局では更新が必要と考えているため、今後の予定ということで説明をさせていただきます。

それではまず、現在出されている委員会指示ですが、これは令和3年4月13日に出示された委員会指示3-1号になります。

抜粋して載せていますが、この第1の制限内容、(1)に「まき餌を使用し、または投棄してはならない」とあります。

また次、下の括弧に移りますが、委員会指示3-7号、令和3年6月16日に出示したものがあります。

これは期限を切ってまき餌釣りを解禁したという内容になっております。なぜ期限を切ったかという点、委員会指示を出して直後の改正ということで、まき餌を禁止していた理由として、環境への悪化等が懸念されていたことから、まず1年間期限を切ってまき餌釣りを解禁し、その後の状況について水産試験場の水中カメラによる調査や、協定参加団体からまき餌の使用を認めることによる新たな問題などが起こっていないかを確認しようということになり、3-7を期限を切ってまき餌釣りを解禁したという経緯があります。

その後1年後に、水産試験場の調査等から、磯焼け等環境への悪化が起こっていないということを委員会で報告させていただきまして、昨年6月15日にまた1年間期限を切ってまき餌の使用を認めるというような形で、今の委員会指示が出示されているような状況となっております。

次に、資料6-1の裏面を御覧ください。

玄達瀬の委員会指示については、漁業、遊漁船業、遊漁の方の自主協定を担保するような形で出されているという経緯があります。

その玄達瀬釣りに係る自主協定、この漁場利用協定についても有効期間が委員会指示と同じく2年となっております。この自主協定の中で、操業の方法の部分で手釣りまたはさお釣り（まき餌釣りは除く）となっております。

委員会指示第4-2号で期限を切って、再度、まき餌釣りを解禁した後、新たな問題が起こっていないことから、次回の自主協定更新時にはこの括弧書き

の部分削除されることになると考えております。

次に、表紙にお戻りいただきまして、4-2で、下のところの別表2になりますが、承認に係る提出書面について別表2を基に説明させていただきます。

委員会指示第4-2号で、別表2について、操業資格の欄、釣り漁業のところ、玄達瀬から確実に無線連絡が可能な陸船間の通信手段を装備する船舶の提出書面として、現在、漁業無線またはマリンホーンの場合不要となっておりますがマリンホーンが昨年12月に廃止されたことから、この記述の削除が必要になると考えております。

ここで釣り漁業の承認申請の際は、漁業無線の有無を漁船原簿で確認できることから提出書面は引き続き不要と考えていますが、マリンホーンのみで承認申請していた方については、この下の点にあります無線従事者免許証の写しおよび無線局免許状の写しのほか、設備の装備を確認できる書面の提出が必要になるということとなります。

マリンホーン廃止により承認申請に不備が生じないように、事前に関係者にはお知らせしたいと考えておりますが、委員の皆様からもお知らせいただければ幸いです。

次回委員会指示を更新する際は、更新予定の玄達瀬の自主協定に合わせるように必要な見直しを行った上で諮問予定ですので、よろしくお願ひしたいと思っております。

これが1点、委員会指示に係る報告となります。

最後に、資料の6-2以降のところ、委員の皆様にご意見を伺いたいことが1点あります。

右肩に「参考資料6-1」玄達瀬釣りに係る漁場利用協定と記載された資料です。現在の自主協定を準備しておりますので、御覧いただきたいと思います。

参考資料6-1の1ページ目上段を御覧ください。

この自主協定ですが、この協定に参加する漁業協同組合「甲」（代表者 福井県漁業協同組合連合会）と協定に参加する遊漁船業協同組合「乙」（代表者 福井県遊漁船業協同組合連合会等）および小型船交通安全対策協議会「丙」、この甲、乙、丙によって玄達瀬における釣りに関する適正な漁場利用について協定が締結されているというような形となっております。

この甲、乙の参加組合については、6ページ、7ページ、8ページに載っております。

まず甲については、北潟から若狭高浜まで14の全ての沿海漁協が協定に参加しています。

乙については、福井県遊漁船業協同組合連合会、そして三国遊漁船協同組合、8ページに行きまして嶺南釣船業協同組合、越前若狭釣船業協同組合、この4

組合が参加する形になっております。

次に、4ページを御覧ください。

この4ページに協定の調印があります。

甲については、甲の代表者が福井県漁業協同組合連合会であり、福井県漁業協同組合連合会が調印しています。

乙については、代表者が福井県遊漁船業協同組合連合会等となっており、福井県遊漁船業協同組合連合会と福井県三国遊漁船協同組合が、丙については、福井県小型船交通安全対策協議会がそれぞれ調印しています。

ここで乙の調印者については、過去から変遷がありますので、資料6-2、A3の表を用いて説明したいと思います。

右肩に「資料6-2」と書いているA3の表を御覧ください。

この表の見方ですけれども、上に自主協定の締結日、左から右に向かって最近の日付になっております。

中段に区分毎の調印者ということで、甲、乙、丙の区分ごとに自主協定への調印者を記載しています。

平成15年以前は、甲、乙共にたくさん名前が書かれておりますが、平成15年以前は代表者などによる調印ではなく、甲、乙、丙全ての協定参加者が協定書に調印していました。

平成17年以降は、現在の協定と同様に、甲、乙、丙の代表者などが調印する形となり、甲については福井県漁連が現在まで代表者で調印しており、乙の調印者については、平成17年以降についてはこの遊漁船業協同組合連合会と連合会に所属していない団体が調印する形となっていました。

そして、平成23年から令和元年までの乙の調印者については、乙の参加団体が福井県遊漁船業協同組合連合会の所属となったことから、同連合会が代表して1つ調印するという形になっていました。

そして、参考資料にもつけております現在の自主協定、令和3年の自主協定ですが、これが一番右の欄に載せておりますが、乙については福井県遊漁船業協同組合連合会と三国遊漁船業協同組合が調印する形となっています。

この理由ですが、福井県三国遊漁船業協同組合が玄達瀬の自主協定には賛同するが遊漁船業協同組合連合会からの脱退の意向があったことから、平成21年以前と同様に、連合会と三国遊漁船組合が調印する形となった経緯があります。

今回、自主協定も2年の期限を迎えて更新すると聞いておりますが、この乙については福井県遊漁船業協同組合連合会が長らく代表者として一本化していたところがありますので、再度一本化することが望ましいと考えておりますが、遊漁船業協同組合連合会への加入脱退は自由であり、県が強制することはでき

ないため、本委員会に遊漁船業協同組合連合会と三国遊漁船協同組合の2者がこの協定に調印した協定を担保する形で委員会指示を発出することになりますので、この2者が調印することについて御意見をいただければと思います。

説明は以上です。

小林会長：ただいま事務局から説明がありましたが、何か御質問、御意見ございませんか。

小西委員：この三国遊漁船協同組合というのは、説明いただきたいのですが、一本化できないという理由というのは、さっき言っていた部分だけですか。本来なら一本化するべきところだと思いますが、一旦一緒になって、また離れたという部分をもう少し聞きたいと思います。

事務局：連合会から三国遊漁船協同組合が脱退の意向を示されて、今現在、脱退されているのですが、その辺のことについて、常廣委員、補足ができましたらお願いしてよろしいでしょうか。

常廣委員：前回の調印のその前の年に、当時の理事長であった岸田が連合会の会長を務めていました。その方が死去されたことによって、連合会の再編成ということがありました。それに伴わないということで三国遊漁船協同組合が脱会をするというふうな旨の流れというものがありません。

それで、これを一本化するべきだと私も思って強く要望させてもらっている最中です。

それで、なぜ遊漁船協同組合連合会を脱会したか、私の見解になりますが、私は、以前、この三国遊漁船協同組合に所属しておりましたがあまりにも意見が合わない。というのは、若干、グレーゾーンというのが結構増えていまして、それに組合自体の規律等が保てなくなり、連合会の意向というのもありまして、それが守れないということで脱会したのではないかという憶測ですけれども、そういった流れがありました。

それで、三国遊漁船協同組合は、県にそういう連合会を脱会しても玄達瀬に行けるのかという流れがありました。このあたりは県の担当者の方に聞いていただきたいのですが、これも一本化は難しいのかなというところもあります。

というのは、なぜこれ一本化できないかというと、やはり規律が保てない、連合会の指示が通らないということがありました。そのあたりの総意が乱れて、調印が別でされていると。これを県の方に逆にお聞きしたいのですが、これは玄達瀬承認ありきというのがこの流れの一部になったのかなと。ここら辺はちょっと僕も定かではないのですが、それはいかがなものかなと。

規律保持、モラル、その他もろもろ連合会では高めていきたいのですが、それができない状態になっているというのが現状であります。

以上です。

小林会長：一本化は難しいということやね。

森委員：これは連合会に入っても行けるといことになるのでしょうか。

事務局：そうです。委員会の指示で承認制を取っているのですが、このルールを守るというのに賛同して自主協定に参加している方については承認ができるようになっていきます。

委員会としては排除するのではなくて、協定の中に入ってルールを守っていただいて、守っていただける方について承認していくということです。

この協定のところには、過去は賛同する方を次々協定に入れていくような形で意見をまとめる中で、そちらの中の団体がまた統合されていくような形となり、また今回一つまた増えたような形にはなっているのですが、自主協定ではありますが、賛同していただけるなら協定には入っていただきたい。

森委員：わかるけど、協定に入っていない人は行けるのか。

事務局：自主協定の参加団体の構成員の方しか行けない形になっています。

小西委員：漁協の組合員なら行けます。

森委員：これは協定に参加していない人は行けないということですね。

事務局：はい、そうです。甲、乙、丙のどこかに、6、7、8ページのどこかに所属をしていただくということです。

森委員：でないと行かれないということですね。分かりました。

後藤委員：三国の組合は本当は一本化が望ましいのですが、それは現状難しいのだとして、それはそれとして、三国の遊漁の組合としては、この協定を守って委員会指示も当然守ってということと行くということとで表明されているのですよね。

事務局：はい。

後藤委員：三国の組合さんがこれ守りたくない、協定には入れないとか入らないとか、委員会指示なんか守らないと言っているならこれはもってのほかですが、守ると、協定に入るといふに言っているのであれば、これは委員会としてはそれを排除する理由は全くない。

むしろ、合理的な理由がなくて排除するみたいな話になると、かえって違法の問題出てくる可能性もあるので、これはもちろんきちっと協定に入っていて、しっかりとルールを守っていただくということは当然大前提ではありますがけれども、協定の当事者として加わっていただくということについてはむしろ問題がないというか、むしろ、そうすべきであるということになるのだと思います。

遊漁船の連合会から三国の組合、その関係性というところについては、先ほど言いましたように一本化したほうが本当は望ましいのですが、それはそれぞれの団体の自治的な問題になりますので、委員会としてもそれ以上

強い形で法的な根拠のないところで関与はこれ以上はできないところもあるの
だろうなと思っています。

以上です。

小林会長：何かほかに御意見ございませんか。

常廣委員：すいません、再三。

というのは、協定に参加すればもちろん承認は出ると思いますが、今問題に
なりつつあることが多々あるのですけれども、モラル、マナー、ここら辺で守
れない方が出てきているわけなんですよ。

これで、私も連合会の役員として今まで進めてきたことがあります。という
のが、大事なところはグレーゾーンだったらいいかというところですよ。

遊漁者の中で、遊漁船、遊漁者、またこれ分類があるかと思いますが、今2
馬力の問題もありますよね。普通のプレジャーボートもあります。遊漁船もも
ちろん商売としてやっている業種としてあります。

この中で、今僕がかなり危惧していることがありまして、福井港内でのくさ
びのアンカー打ちですね。もちろん、港内であれば貨物船、中に停泊している
工事作業船等が往来しています。今この時期になると、ここにくさびを打って
魚釣りをしているわけです。

それは保安庁や港湾事務所対策はしてるとは思いますが、通常で考えたら、
あり得ない行為だと思う。こういうグレーなところがあるのですけれども、こ
れを率先してやっている組合といったら失礼な話ですが、ずっと継続している。
迷惑行為になるからこれはやめようという話を絶えず僕のほうからはしていま
すが、いや、違法じゃないだろうと、何が悪いんだという考え方の方が多く所
属されているということです。これがちょっと問題だなと僕は警鐘を鳴らして
いたのですが、あまりにも聞き入れてもらえない。

だから、協定も分からなかったらいいだろうと、こういうことが多々出てき
つつあるのではないかなと私は思っています。

だから、ぜひとも連合会のほうで規律を高める意味で、連合会からこういう
ことは駄目ですよ、ああいうことは駄目ですよとグレーゾーンの規律を高めて
いくという意味で所属してもらえると。

ですが、それは聞き入れてもらえなかった。このグレーゾーンというのはも
う違法ではないからとか、そういう組合になりつつある。

今は結構港湾でも問題になっています。海上保安庁のほうでも問題になって
います。

通常で考えたら、往来する貨物船、作業船が往来する港内にくさびを打って
魚釣りをする、遊漁船をするというのはあり得ない行為だと思いますが、この
ようなことも平気でされているという形になっています。

それは玄達におけることですが、玄達も当然分からなかったらいいだろうと、法律で罰せられなければいいだろうということがあり、このあたり少し慎重に考えていただきたいというのが連合会からの意見ですが、いかがなものかと私は思っております。

事務局：委員会指示の取締りについては、県の取締船も出まして、適切に実施していきたいと考えています。

常廣委員：質問させていただきたいのですが、玄達瀬の中でそういった取締船が出ておられるという話はよく聞きます。これで摘発されたなどの事例は今まであるのでしょうか。

事務局：過去に玄達でも知事命令を出したと思います。要は、委員会で委員会の会長命令で指示に従いなさいというのを何度か指導しても聞き入れないということになると、今度知事のほうから委員会が出した命令に従えという命令が出ます。その命令に従わないと漁業法違反ということで罰則がかかります。

その罰則がかかる一歩手前ですね。知事からの命令、委員会の指示に従えというのは、平成の1桁台だったか10年前後に玄達でもプレジャーの方にはしか出していたと思います。

それと、松出シ瀬については、10年ほど前裁判になりましたけれども、当然知事命令を出して、その方が不服申立てをしてきたというのが経緯です。

先ほどのお話、補足になりますが、グレーの方々への対処についてですけれども、我々委員会としてそういった方々に何かしらアクション起こすというのが法的に裁量権の逸脱にならないようにそこは注意しないといけないかなと思っております。

委員会はそうですし、県としてもそうですね。裁量権の逸脱というのがどうしても壁になりまして、どこまで言えるのかというのは強制力をなかなかそこまで持っていけない原因ですけれども、そういうグレーなところにつきましては今ほど事務局からも言いましたが、取締船をもってあなたはグレーのほうでやっていますよと、それはいけないのではないですかというような指導は引き続きさせていただきたいと考えております。

小林会長：ほかに何かございませんか。

平野委員：それは玄達に限ってだろう。

玄達の委員会指示なり、松出シ瀬の委員会指示に基づいての指導だろう。

事務局：そうです。

平野委員：三国の港湾の中を指導するわけではない。

事務局：三国の港湾はちょっと、これは漁業の調整の場ですので、さすがに港湾の中で漁業はしていませんので、そこは港湾事務所の話、あるいは港湾法、港則法といえますか、そちらの所管になりますので、調整委員会の場で何かしらアク

ションを起こすというのはちょっと難しい。

平野委員：できないですね。

事務局：問題意識を共有するというのは大事な話かなと思います。

平野委員：悪いことだとは思いますが、港湾がもっとしっかり取り締まってくれればいい。

港則法とか、いろいろあるだろうから。

小林会長：常廣さん、よろしいですか。

常廣委員：よろしいです。

小林会長：なければ、その他に入りたいと思います。

何かございませんか。

木邑委員：まぐろのことで教えてほしいです。河野地区に例えばまぐろが1,000キロ、めじが1,000キロ入網したとして、まぐろを1,200キロ、めじを800キロとして2つで2,000キロ、それでも観念してくれるのかということを知りたい。

合計して2,000キロになるのでそれでいいのんかということを知りたい。

事務局：駄目なんです。大型魚の枠と小型魚の枠が示されているので、1つの組合で交換することは県内というか大型と小型を交換することはできません。ただ、他の組合と交換することはできます。

木邑委員：それは勝手にできるでしょう。

事務局：はい。自分のところの小型を減らして、ほかのところの大型を減らして入れ替えるのであれば、県全体の枠は変わらないので、それはできます。

木邑委員：合計で2,000キロになってもいけないということですね。

事務局：はい。自分のところだけは完結できないので。

木邑委員：それだけ確認しておかないと、また指示するのに。

事務局：ただ、ほかの組合の方と融通し合えば可能です。

木邑委員：はい、分かりました。

事務局：補足ですが、先ほどくろまぐろのところでは消化率の話がありましたが、県で8割の消化率を超えると消化率メリットということで追加の枠が当たるということの第一段階になるのですけれども、その8割達成するという方法が2つありまして、1つは県内で融通し合って消化率を高めて8割に持っていくと。例えば夏しか操業せず、もう冬には網入れてないところについては、残っているなら冬は、それが高橋委員の言われたとおりですけれども、冬網に枠を渡して、積極的に消化してもらって8割を目指す。

ただ、うちの県は3月にも網を入れて、くろまぐろが3月から4月にかけて来るので非常に難しいところではあります。

もう一点が、例えば大型魚をほかの県に渡すということもできます。今、県内で融通し合って高めようというのがありますが、使い切れなかったら国に渡

してほかの県に使ってもら、要は、日本の国内で枠が決まっているため、日本の国内の枠を消化して消化率を高めていこう。それも国際的に増えているのだ、これだけうまく活用してるのだという説明のためにも、日本国内も消化率を高めるためには各県に余っている分を一回返してもらって足りないところに渡す、その返すことによっても消化率が高まるということもあります。

ただ、うちの県は3月から4月にまたがって捕れるため返すというのはなかなか難しいのですが、県内で融通し合って消化率を高めていく、それをこの間の県の定置網協会で高めていくために融通し合おうということが確認されて、先ほど組合間の融通が行われたというようなことがあります。

あともう一点、先ほどずわいの追加配分の説明をしましたが、くろまぐろで説明を追加したいことがあります。

くろまぐろですが、今年、令和4管理年度ということで去年の4月から今年の3月まで管理をしております。先ほど国の融通という話をしましたが、今福井県で小型魚が大分少ないため、ほかの県からもらえないかということで話をしておりましたが、今回、国からわずかではありますが、700キロ、小型魚をうちの県にもらえるという話になっております。まだ内諾であり実際に通知等は来ておりませんが、実際に、国から700キロいただけるようになった場合、本来であれば諮問をかけさせていただくのですが、次の委員会の開催がまだ未定のため、また漁期も3月までということで終わりが迫ってきているということで、可能であれば当初の予定どおり諮問をさせていただこうかと思っておりますが、もし委員会の開催等が遅くなってしまった場合は、ずわいがにでやらせていただいたように、事前に事務局で手続きを行い、県内の漁協様で捕れるようにして、また後日の委員会で報告という形で対応させていただければと思っておりますが、皆様の御意見をお伺いしたいと思っております。

高橋委員：結構ですよ。

何か去年はまき網のほうからもらったのではないですか。もう今年はくれないのですか。

事務局：それも国との融通ということで要望を出してしまして、今のところ、今回、融通させていただいた中ではまき網からの返却はありませんでした。

一応まだ今年2月と3月にそれぞれ1回ずつ、国で調整をしていくと水産庁から通知が来ておりますので、またその中でまき網がどういった動きをするかというところではあるかとは思っています。

とりあえず、今回福井県は10トン要望をしておりましたが、ほかの県に渡すというところは少なかったので、配分的に700キロという形でもらえるということで話がつきました。

委員：はい、分かりました。

事務局：少し補足します。今、まき網と言いましたが、大臣許可からとなります。

くろまぐろが大臣と知事の分に分かれていて、その大臣の分から返って国に戻ってきて知事に来る分もあれば、知事同士で返して、また来るという2つがあるため、大臣イコールまき網ではありますが、大臣管理分ということです。大臣管理分から出てくることもあるということです。

高橋委員：国際会議で決めて管理してありますが、いつになったら19トン、20トンというそんな微々たる量ではなく今放流している量から見ると、福井県だけでも相当な資源が回復している。せめて福井県が100トンとかにならないといけない。

TAC制度で今後増えたからとむやみやたらに増やせば一遍に減ってしまうのは避けねばならないが、枠が100トンになっても捕り切れると思う。そういったことの見通しがいつになったら決まってくるのか。せめて放流しなくてもいい程度、小さいのはしなければならぬと思うが、TAC制度は維持しなければならぬし、これが福井県の漁業の不振にもつながっているし、日本全体の沿岸漁業の不振にもなっています。

事務局：国際交渉で、国際会議で科学的な知見を示してやっていくというのがありますが、まず県内でも消化率を高めて、空枠はつくらないというのをまず進めていかないといけないかなど、順番としては。

県内で消化率が低い状態で増やしてくれというのもなかなか難しいので、まずは消化率を高めていくということが一番重要なことかなと思っています。

事務局：大型魚の増枠が2021年の12月の国際会議で決まっております。そのときに30キロ以上の大型がそれまでよりも15%増えています。ただ、15年にやって21年ですから、5,6年間隔があると思いますので、次はもう少し短くはなるかもしれませんが、3,4年後に国際会議で増えているようなら増える可能性はあるかなというふうに思います。

高橋委員：ちなみに全部入っているのか。世界中、各国。

事務局：太平洋くろまぐろです。

大西洋は大西洋であります。

高橋委員：それの中、無制限で捕っているという、ソ連が。

木邑委員：それは中国もそうだろう。

高橋委員：そんな人がいるのに、ちょっと不公平だ。

森委員：ソ連やら中国の話してもいけないね。

高橋委員：ソ連が。まき網でみんな捕ってしまう。小さいのも大きいのも。

木邑委員：今、消化率が60%と言ったけど、3月にもものすごく入る。3月を狙って枠を残してある。

小西委員：捕れたら増えるようにしてくれないとね。

木邑委員：3月にいっぱい使って、4月1日からまた枠ができるという計算で操業している。

事務局：今ほどのお話ですけれども、3月末で一旦切れます。なので、ほかの大臣、まき網もそうですけど、3月末でたくさん残しておくのとメリットがなくなるので、皆さん返却に回すためそれを我々がもらうということもあります。

高橋委員：福井から冬敷に回すというふうに返して、有効に使うてはどうかと言っています。

事務局：今回、700キロ追加配分ということになると、今回のように皆さんに集まってもらって審議していただかないといけないのですけれどもずわいがにでやったように、早急に手続だけ進めさせていただいて、後ほどまた2月に漁業権の話もありますので、そのときに合わせて皆さんに御報告ということの手続をさせていただいてよろしいかというのが最後の御質問というかお願いでございます。

森委員：あと、30キロ未満の小型、一日限度額どれだけやった。200キロかな。

木邑委員：200キロ。

森委員：200キロを超える場合は、県へ緊急連絡ってあるでしょう。連絡したら超えても構わないのか。

事務局：ただ、いろんな方面に影響出ますよね。

森委員：うちは枠あって、30キロを300オーバーした場合、緊急連絡というのはどういう処置をとっているのか。

事務局：趣旨としては、過去に同時にいろんなところの定置にたくさん入るということで、そのいつときで県の枠を超えてしまうようなぐらいの大量入網があるということで、その当時に一つの定置に200キロ以上あったら報告を受けて、本当にそれが、それ一つの定置じゃなくても、いろんなところから連絡が来て、このままだと超えるおそれがあるっていうことでしばらく二、三日様子を見てほしいといったのが過去にあった。

ただ、今のところ、県定置の中でも去年から何回かお話しさせていただいてありますが、自分たちの枠を守るのであれば、その一日の上限というのは特別超えてはいけないというような制限ではないと思ってもらえばいいです。

ただ、今言ったように、今はもう冬敷しかないので大丈夫ですけれども、いろんなところに同時に大量に入るっていうことも考えられるので、報告はいただきたいのですけれども、200キロ以上は逃がすとか、そんなことはしてもらわない必要はないです。今、各漁協に割り振られた分を超えないようにしていただければ消化率を高めるためにも捕っていただくことについて問題はないです。

委員：はい、分かりました。

小林会長：もうほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

小林会長：それでは、なければこれにて委員会を閉会させていただきます。
今日は本当にありがとうございました。